

(議長)

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

令和2年度江差町各会計予算並びに関連議案について、質疑はすべて終了致しましたので、これから質疑の終了した各議案について、討論、採決を行います。

討論、採決は条例先議であります。

(議長)

日程第2、議案第14号、江差町財政調整基金の処分について、討論、採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第14号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第14号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第3、議案第15号、第6次江差町総合計画基本構想の制定について、討論、採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第15号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第15号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第4、議案第16号、江差町課条例の一部を改正する条例について、討論、採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第16号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第16号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第5、議案第17号、町職員の服務宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、討論、採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第17号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第17号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第6、議案第18号、江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、討論、採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第18号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、議案第18号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第7、議案第19号、江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、討論、採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第19号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第19号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第8、議案第20号、江差町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、討論、採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第20号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第20号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第9、議案第21号、道路路線認定について、討論、採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第21号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第21号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第10、議案第5号、令和2年度江差町一般会計予算について、討論、採決を行います。

(議長)

討論希望ございませんか。

(議長)

まず、反対者に対しての討論を許します。

討論希望ありませんか。

「飯田議員」

はい、議長。

(議長)

はい、飯田議員。

「飯田議員」

私は、令和2年第1回定例会議案第5号、反対の立場で討論をいたします。

皆さんの賛意を期待するものでございます。

まず初めに、町長の選挙公約からであります。

公約につきましては、これは町民、特に有権者との約束でございます。誠意をもって当初予算に盛り込んで実行するのが、履行者の役目というふうに思っております。

そういう部分で、本年度の予算を見ますと、まず町長の看板政策であります北の江の島構想。特に旧花月の跡地の活用。また、商店街の拠点化で賑わい作りの方策。また、江光ビル跡地の活用等々を見ましても、大きな進展が見られないわけでありまして。

また、一部につきましては、予算化すらされていない状況でございます。

また、横山家につきましても、町政執行方針には、江差町にとっては貴重な文化財資源と教育長も町長も執行方針に明記をしているわけでございますが、これにつきましても具体的な予算化もなければ、3年間大きな進展がないまま現在に至っているわけでございます。

また、条例が提案され可決されましたけれども、町職員の給与削減の廃止であります。

この問題につきましては、当初、今年度もそうでありますけれども、昨年度も3億数千万の基金を取り崩しての、まさに赤字予算を執行する状況が続いております。

また、実質公債費比率を見ましても、改善したとは言えども、この2年間は増える傾向にあるわけであり、決して財政が好転したというふうな見方は出来ないというふうに考えております。

また、歳入の点に見ましても、特に現在発生しております新型コロナウイルスの影響で、町の経済も相当疲弊をしております。事業をされている方は、本当に売り上げ減に悩んで

いるような状況でございまして、これらを勘案しましても、職員給与の削減を戻す、そういう時期ではないというふうに私は思っております。

また、本当に職員の皆さんには、17年間給与削減して町財政に協力をしていた。その点につきましては、大いに感謝、評価をするものでございますけれども、せめて、一般職員の削減を撤回をしたとしても、理事者につきましてはもう少しやっぱり、現下の状況を見た場合、据え置くべきだというふうに考えております。

以上の点から、今年度の一般会計予算につきましては、反対の立場で討論するものでございます。

どうぞ議員各位のご理解と賛同を心からお願い申し上げまして、演説を終わらせて頂きます。

(議長)

次に原案に賛成の方の討論を許します。
討論希望ございませんか。

「西海谷議員」

はい議長。

(議長)

はい、西海谷議員。

「西海谷議員」

それでは、ただいま議長のお許しがいただきましたので、令和2年度江差町一般会計予算の賛成の立場で討論させていただきます。

江差町において本年度は、少子高齢化、人口減少、そして財政健全化という大きな課題を控えながら、町の将来展望を担う第6次江差町総合計画や、第2期江差町まちひとしごと創生総合戦略、江差町都市計画マスタープランがスタートする大きな節目であると認識しております。

また、北の江の島構想についても、官民連携を視野に、南埠頭一帯のゾーニングと事業化に向けた着実な歩みが進められております。

具体的な施策につきましては、まずなんといっても一番に挙げられるのは、地域産業力の強化と地域経済の活性化を図ることであり、農業林業水産業商工業、総合的な展開が期待されるところでありますが、まずは一つでも二つでも良いので、成功例を作るのが大事であります。産業別の補助企業貸付をしながら、知恵を出し合い、挑戦するそのスタートの年でもあります。

そして、本町が持つ歴史文化の有利性を大いに発揮し、一般社団法人北海道江差観光みらい機構を中心に、体験観光や情報発信、地場製品の販路拡大といった三つの柱を確立、強化するために、江差観光コンベンション協会、観光関係団体、それらと連携することが

大事であると考えております。

誰もが住み慣れた地域で、心豊かに安心して暮らせるためには、医療や福祉の充実と町民が連携して、お互いが支えあうことができる仕組み作りが必要であります。

道立江差病院を中心として、第二次医療圏の充実、産科や消化器科等、取り組みも盛り込まれました。

そして、子どもから高齢者まで地域ぐるみの優しい施策も計画されております。

また、懸案でありました学校給食センターの改築についても、令和4年7月末の完成を目指し、上ノ国町との連携で着実に実施のための予算が計上されております。

社会基盤の整備においては、限られた予算の中で、施設の長寿命化や修繕工事に努め、効率的な展開が図られております。具体的には江差小学校屋上防水改修や文化会館の屋上防水工事、それらが予算化されております。

限られた財源で、懸案事項の解決をするためには、創意と工夫が必要であります。

本年、令和2年度江差町一般会計予算については、今まで以上に柔軟な考えで、最小の経費で最大の効果という原点に致し、照井町長をはじめ、職員一人一人が知恵と汗を結集し事業実施に向け尽力された予算内容であると評価をいたします。

最後に、照井町長、職員の皆様には、町政執行方針に述べられている leave no one behind、この精神に基づき、町民一人一人が輝き、住み続けられるまちづくりに全力で取り組んで頂きますよう期待を申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。

(議長)

他に、討論希望ございませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なし、討論希望なしと認め、直ちに採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第5号については、原案に賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立多数であります。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第11、議案第6号、令和2年度江差町国民健康保険費特別会計予算について、討論、採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第6号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第12、議案第7号、令和2年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について、討論、採決を行います。

(議長)

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

討論希望なしと認め、直ちに採決致します。

議案第7号については、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第13、議案第8号、令和2年度江差町介護保険特別会計予算について、討論、採決を行います。

(議長)

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご

異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

討論なしと認め、直ちに採決致します。

議案第8号については、原案に賛成の方の挙手を求めます

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第8号について、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第14、議案第9号、令和2年度江差町公共下水道事業特別会計予算について、討論、採決を行います。

(議長)

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第9号について、原案に賛成の方の挙手を求めます

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第15、議案第10号、令和2年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について、討論、採決を行います。

(議長)

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第10号について、原案について賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第16、議案第11号、令和2年度江差町港湾整備事業特別会計予算について、討論、採決を行います。

(議長)

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第11号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第17、議案第12号、令和2年度江差町奨学金特別会計予算について、討論、採決を行います。

(議長)

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第12号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第12号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第18、議案第13号、令和2年度江差町水道事業会計予算について、討論、採決を行います。

(議長)

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第13号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第13号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第19、議案第24号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第1号)について及び日程第20、議案第25号、令和2年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)について、関連でありますので、一括して議題とします。

(議長)

町長の提案理由の説明を求めます。

「町長」

「議長」。

(議長)

「町長。」

「町長」(提案説明)

ただ今、一括上程議案となりました、議案第24号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第1号)について及び、議案第25号、令和2年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、今年度末で廃業予定の江差青果卸売市場株式会社に変更、公設市場での業務を引き継ぐ檜山卸協同組合の経営基盤安定対策としての支援額を補正するものでございます。これにより、令和2年度江差町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ284万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、53億2,844万8千円とするものでございます。

また、令和2年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ904万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ968万1千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますようお願い申し上げます。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

議案の方は、議案目次その2となります。その2の27頁をお開き願いたいと思えます。事業名でございますが、公設地方卸売市場特別会計繰り出し金でございます。地方卸売市場卸売業者経営基盤安定対策でございます。事業内容と言いますか、補正の主旨につきましては、議案第22号の令和元年度補正予算第11号と同様でございます。新たな組織に対する支援の、令和2年度分の予算に係る一般会計からの繰り出し金となるものでございます。同様に、支援の具体的な内容につきましては、この後の特別会計の補正の際に説明されますので、私の方では割愛させていただきます。補正額につきましては、284万8千円でございます。

以上で、説明を終わりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

次に、「産業振興課長」。

「産業振興課長」(補足説明)

議案第25号、令和2年度江差町公設卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明を申し上げます。追加議案書である、議案目次その2の39頁、予算構成表以下と資料の2、16頁資料38をご覧ください。補正理由は、議案第23号でも説明

しました、檜山卸協同組合への支援でございます。概要は省略させていただきます。資料38にあります、太枠の令和元年度支援額を除いた、令和2年度において、支援するものでございます。補正額、補助額は308万円、貸付金は620万円、総額で928万円を支援するものでございます。補正額は、支援補助額308万円と貸付金620万円を増額、繰り出し金23万2千円を減額し、総額904万8千円を歳入歳出それぞれ、増額するものでございます。財源は、一般会計からの繰入金と貸付金元利収入を充てるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「室井議員」。

「室井議員」

商工振興費に関連して、質問したいと思います。まずですね、一般会計のね、3億5千万の財調から取り崩し、私は、これは、やむを得ないと思っております。これは、もう、ね、必要に応じて、そういう財政措置をするというのは、行政のトップの責任でやればいい。それでですね、今、今回、ずっとコロナウイルスに関連してですね、特に商工に関して、言いますけども、陳情書も議会にも行政にも来てます。まだ、他の業種もですね、非常にですね、危機感、どうするのか、不安感が大変多くあると思います。それで、行政がですね、今出来ること、何なのか。いいですか、行政が出来ることは何なのか。いろんな制度は、これからいろいろ出て来ると思う。検討しなきゃならないこともあると思う。範囲が広くと思います。それで、まず行政にできることはですね、予算、4月1日からのですね、予算を早期に、早くですね、発注すること。これは、公共事業だけでなく、あらゆるですね、予算措置を早く、もう、4月早々に発注する。景気を早く回復してやる。少しでも、そういう町民にですね、希望を持てるような、早期発注してもらいたいというのが1つと、それともう1つ。町長、副町長ですね、町内の事業所ですね、補助金をもらってないでですね、一生懸命頑張っている商店、お店、こういう方々と話したことありますか。実態を。苦勞してますよ。そういう方の話を聞いてですね、対応しなかったら駄目ですよ。親方日の丸と言いますよ。町の補助金、だっぷりもらってですね、人件費補助に使ってですよ、やってるお店と、補助金一銭も無くてですね、自分たちでですね、夫婦で一生懸命苦勞して商売やって、お客さんが来ない、困っている、こういうところにね、ちゃんと目を向けて、やらなきゃ駄目だと思うんですよ、思いますよ。言葉だけでですね、綺麗ごとと言わないでもらいたい。言葉でなんぼでも綺麗ごと出来ますよ。苦勞しているどこに行ってもですね、実感をね、感じてもらいたい。今日ですね、私、昨日、議会早く終わって、勤務先に戻りました。我が社のトップはですね、町の中が衰退している。2つ日間で全職員、作業員全員で、昼休み食べ

に行こうと。今日どっかいてるはずですよ。明日も行くはずですよ。何回か続けるってことをちゃんと考えて行動してますよ。皆さんにありますか。そういう気持ち。そういう気持ち持たないでね、やれますか。言葉でいくら何々振興、何々振興たって。出来ないと思いますよ。これは副町長に、そういう思い、ね、あなたが、司令塔だ。あなたの考えをね、聞いて、答弁してもらいたい。以上です。

(議長)

はい。「副町長」。

「副町長」

今、公設市場の関係の予算で、商工費ということでの、今、質問だというふうに思います。集合的には、この新型コロナウイルスの感染も含めて、ちょっと町内の経済が疲弊している、その状況も踏まえての質問ということで受け止めさせていただきます。

いずれにしましても、先般、商工会の幹部と町長も担当課長も意見交換させていただいて、それぞれの各種産業のそういった状況の窓口を商工会が受け持ちつつ、今、町とすれば、感染予防の対策の方にシフトしてございますけども、いずれにしても、町内の経済対策については、どういった状況になるか。これはもう、町としてもですね、国の国や道の動きも含めながら、十分考えてやって行かなきゃならないことでございますけども、1点目の早期の工事発注というご質問については、この後、今月中にまた課長会議も開かせて頂きます。そういった部分も含めて、早期に発注するように、改めてまた、全課長に指示を出したいと、このように思っています。

それから、2つ目。商工業者、商店街の人方ときちっと話を聞いているのか、そういったところを私に向けて、ご質問したというふうに思います。上町、下町商店街の話し合いもしっかりでございますけども、改めて、賑わい創出も含めて、早い時期に制度設計も含めて、ああ前にすすんだなあ、という、思わせるですね、そういう商業振興も十分考えて参りたいと、このように思っています。以上でございます。

(議長)

いいですか。

「室井議員」

わたった。

(議長)

はい。他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

他に、質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。議案第24号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第24号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、議案第25号、令和2年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第25号については、原案のとおり可決されました。